

入居者利用料徴収額表

社会福祉法人 桐生療育双葉会

ケアハウス ふたば

平成 30 年 4 月 1 日より適用

対象収入による階層区分		入居者からの利用料徴収額（月額）			
		サービスの提供 に要する費用	生活費	管理費	計
1	1,500,000 円以下	10,000 円	46,090 円	4,747 円	60,837 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円	46,090 円	4,747 円	63,837 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円	46,090 円	4,747 円	66,837 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円	46,090 円	4,747 円	69,837 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円	46,090 円	4,747 円	72,837 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円	46,090 円	4,747 円	75,837 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円	46,090 円	4,747 円	80,837 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円	46,090 円	4,747 円	85,837 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円	46,090 円	4,747 円	90,837 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円	46,090 円	4,747 円	95,837 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000 円	46,090 円	4,747 円	100,837 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円	56,800 円	46,090 円	4,747 円	107,637 円
13	2,600,001 円以上	66,224 円	46,090 円	4,747 円	117,061 円

- * 「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- * 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の徴収額については、上記表の額から 30% 減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）とする。この場合 100 円未満は切捨てとする。
- * 入居者からのサービスの提供に要する費用の徴収額の 66,224 円との差額は、県の助成金で充当されます。
- * 生活費については、1 1 月から 3 月までの間地区別冬期加算額として別途 2,660 円が加算されます。
- * 上記利用料は県の基準により改正されることがありますので、予めご了承ください。
- * 自室で使われる電話代、電気料、水道料等は、自己負担となります。
- * その他、特別なサービスに要する費用は別途徴収させていただきます。